

# 企業行動規範および企業行動基準

2022年6月24日  
新光商事株式会社  
取締役会

## 【企業行動規範】

当社グループは、企業理念を実践するにあたり、企業活動の様々な局面において、取締役および社員等（以下、「社員等」といいます。）が遵守すべき規範として企業行動規範を定めます。

- 社員等は、この企業行動規範の実践を自らの重要な役割とし、率先垂範して関係先や社内への周知徹底と定着化に最大限努力します。
- この企業行動規範に抵触する事態が発生した場合は、速やかにその問題解決を図り、原因究明と再発防止に向けた改善を行います。

### 1. 法令その他の社会的な規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行います。

当社グループは、会社が社会の公器であるとの自覚と責任のもと、常に法令や社会的規範、社会的良識に基づいた公正な企業活動を行います。

当社グループは、国際社会のルールに適応した事業活動を行い、グローバル企業として更なる発展を目指します。

### 2. 優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献します。

当社グループは、市場のニーズに適合した製品・サービスを提供します。

### 3. 社員の人格・個性を尊重し、ゆとりある豊かな職場環境を実現します。

当社グループは、社員の一人ひとりの主体性と創造力を大切にし、それが企業活動に活かされる企業風土を醸成します。

### 4. ステークホルダー（利害関係人）の立場を尊重します。

当社グループは、当社の株主、社員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他様々なステークホルダーとの健全で良好な関係維持に努めます。

### 5. 地域社会に貢献する良き企業市民たることを目指します。

当社グループは、地域社会との密接な連携と協調を図り、地域社会発展の一翼を担います。

### 6. 地球環境の保全と豊かで住みやすい社会作りに貢献します。

当社グループは、この地球から事業活動に必要な資源等さまざまな恩恵を受けています。地球環境をより良き状態に保全していくことが自らの責務であることを自覚して活動していきます。

以上

## 【企業行動基準】

当社グループはコーポレートガバナンスを重要視し、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理等について企業としての価値観を示し、企業行動規範を基礎として取締役および社員等（以下、「社員等」といいます。）が従うべき行動基準を定め実践します。

### 1. 経営理念

『電子部品商社グループとして持続可能な社会の実現に貢献する。』

### 2. 経営方針

『変革の時代の中で、多様なエレクトロニクス商材・サービス等の提供を通じ存在価値を高め、進化する電子部品商社グループを具現化する。』

### 3. 基本的考え方

当社グループは成長性と安全性を基本として株主の期待に応えるほか、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益を尊重するために、企業の社会的責任のもとに公平且つ法令等遵守の精神を徹底し、健全な持続的成長を促す行動を執るものとします。

### 4. 行動準則

当社グループの取締役は以下の行動準則を遵守するものとします。

- (1) 法令遵守
- (2) 公平かつ公正
- (3) 経営理念に沿った成長戦略の企画・立案・実行・管理・報告
- (4) 中長期的洞察力と創造力の醸成
- (5) 関連当事者としての自覚と不正防止・報告
- (6) 反社会的勢力との関係遮断ならびに弱者保護

当社グループの社員は以下の行動準則を遵守するものとします。

- (1) 法令ならびに会社規則の遵守
- (2) 不平等な取扱いの排除ならびに適正な説明責任
- (3) 経営理念ならびに上司の指示に沿ったマネジメントならびに執務執行
- (4) 顧客ならびに仕入先その他関連先への誠実かつ適正な対応
- (5) 社会人としての責任と未来の社会創造への貢献
- (6) 親切的な対応
- (7) 反社会的勢力との関係遮断

## 5. 関連当事者

当社グループが当社取締役や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合の必要な枠組みならびに監視方法は以下の通りとします。

- (1) 関連当事者の定義その他を関連当事者取引管理規程に定めます。
- (2) 関連当事者取引については公明正大かつ当社の企業行動基準に従い、事前に取締役会事務局に申告するものとします。
- (3) 関連当事者取引の承認については取締役会規程で定めた方法により決議し、実行に際しては関連当事者取引管理規程により各種開示を行うものとします。
- (4) 関連当事者取引の可能性については、常時、監査等委員会および監査室が監視を行うと共に、株主の利益に反するおそれのある取引は取締役会議案として、取締役会で審査を行うものとします。
- (5) 監査等委員会は、関連当事者取引のモニタリングとして取締役に対する定期的な調査申告を行うものとします。監査室は、監査やメールのモニタリング等を行い、その結果を監査等委員会に報告するものとします。

## 6. コンプライアンスマニュアル

当社グループは、創業からの歴史と沿革を大切にしながら当社グループの社員全員が守るべき内容を網羅したコンプライアンスマニュアルを制定します。時勢に合わせてコンプライアンスマニュアルを適宜改定していきます。

## 7. 内部統制上必要なモニタリング制度

当社グループは法令を遵守し、特に会社法・金融商品取引法に基づき内部統制システムを構築しています。これに基づき、モニタリング制度に係る規則を内部統制規程、内部監査規程、内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に定めます。

## 8. 内部通報制度

当社グループは不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的として内部通報規程を制定し、これに基づきコンプライアンス通報窓口を設置します。

## 9. ダイバーシティに関する基本的取り組み

当社グループは、社員等の登用に関してダイバーシティ基準原則のもとで、必要なグローバル化を目指し公平かつ創造力のある企業を目指していきます。

以上